

## 第9回世田谷区農業委員会総会

日：令和3年4月28日（水）

場所：区役所第二庁舎第5委員会室

## 第9回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和3年4月28日（水）午後3時から

開催場所：区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、橋本正志、野島秀雄、大塚信美、石井朝康、加々美栄一、岩本敏行、石井勝、三田浩司、細井誠一、海老澤健、宮川喜久、荻部嘉也、鈴木利彰、植松智、本澤絢子、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋、主事 奥野典子、主事 山口智則

## 会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について 【該当なし】
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について
    - ・農地法第5条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
    - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
  - (1) 令和3年6月の総会日程（案）について
  - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
  - (1) ふれあい農園の開催について
  - (2) 令和3年度農業委員会活動計画
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第9回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に、少しお時間を頂戴いたしまして、既に3月の総会においても紹介させていただきましたが、区の人事異動により新しく担当させていただく職員がいることもありまして、改めて令和3年度における農業委員会の事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

○事務局 以上でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、本題に戻らせていただきまして、まず、配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

本日の議案が10議案、協議事項が2項目、報告事項が3項目ございます。ぜひスムーズな進行をよろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の欠席者はありません。

次に、署名委員ですが、岡本のぶ子委員、そして真鍋よしゆき委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、農地法第5条が6件となっております。

それでは、事務局、報告をお願いいたします。

○事務局 それでは初めに、農地法に基づく転用届出等について、また説明させていただきます。

まず、農地法第4条についてですが、農地を住宅等にする場合は、この第4条の手続が必要となります。また、第5条につきましては、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事

の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないということになっております。

この届出につきましては、会長の専決処分としておりまして、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No. 1-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号3-4-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-1に移らせていただきます。ここからは第2号議案農地法第5条に基づく転用届出となります。こちらも全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-24。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

資料No. 2-2に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-25。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

資料No. 2-3に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-26。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-4に移らせていただきます。農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-27。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

資料No.2-5に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号2-5-28。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

資料No.2-6に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-1。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ご説明させていただきましたが、この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 1点だけ確認で。この岡本3丁目のところなんですが、届出理由が道路用地とあるんですが、これは都市計画道路なり主要生活道路の整備の用地ですか。

○事務局 農地を開発しまして、その開発道路部分の供用になります。その供用部分の転用でございます。

○真鍋委員 分かりました。

○宍戸会長 ほかにご質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了させていただきます。

次に、(3)第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件ございます。

それではまず、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3をご覧ください。相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するという性格のものです。

第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員 4月19日に申請人の〇〇さん立会いの下、あと事務局2名とともに調査をいたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしいでしょうか。意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員賛成となりましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.4をご覧ください。こちらは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてです。

買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、主たる従事者が死亡するか、農業に従事することが不可能になった場合となる訳ですが、この主たる従事者の死亡または農業従事不可となった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認していただいております。

それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員 ご報告いたします。

4月19日に申請者である〇〇様にお話を伺いました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、申請を承認することにいたします。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 4月20日に〇〇氏立会いの下、事務局2名と私とで調査に行っていました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)



○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきました。申請を承認することいたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和3年6月の総会日程(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6、令和3年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

今回の総会開催日時につきましては、5月31日月曜日午後3時から、会場は区役所第二庁舎5階第5委員会室で開催されることが決定しております。6月の開催日時につきましては、6月24日木曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室の予定となっております。

ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ないようですので、それでは、令和3年6月の開催日程、日時については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、開催案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。

こちらは、先月の農業委員会総会におきまして、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議をいただき、証明書を発行した案件でございます。

3月8日付で買取り申出を受理し、東京都、それから世田谷区に照会をかけたのですが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、この件は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告事項に参ります。

お手元の資料No.8をご覧ください。報告事項の1つ目は、ふれあい農園の開催についてでございます。

ご覧のとおり、「梅のもぎ取り」と「夏野菜の収穫」について実施する予定であります。周知方法につきましては、5月1日、15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページでご案内をさせていただきます。

続きまして、お手元のNo.9をご覧ください。こちらは、令和3年度世田谷区農業委員会活動計画でございます。

平成21年度に農地法の改正がなされまして、農林水産省からの指導により、毎年、各農業委員におきまして活動計画を作成し、報告することとなっております。

今回の活動計画につきましては、昨年12月の総会でお諮りをし、1月の総会で決定、2月の営農だよりにおいて本件を掲載する中で、一般の農家さんに意見を求めた結果、計画どおり決定をいたしましたことをご報告させていただきます。

事務局からの報告は以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問等がないようですので、この件については終了いたします。

続きまして、次第7、その他に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、その他ということでご報告を2件させていただきます。

まず1件が、特定生産緑地の移行手続についてでございます。

皆さんご存じのとおり、今年度が3年目、最終年の申請期間となります。その期間は令和3年4月1日から12月末の受付ということになります。

現況をご説明申し上げますと、大体75%ぐらいの方が既に書類を出されておきまして、まだ出していない方に関しましては、農業委員会と都市計画課、みどり政策課、この3者

が一緒になりまして、個別に訪問しまして説明と申請をお願いしてございます。結果としましては、相当数が申請されると思っております。

平成4年指定の生産緑地に関してはそのようなスケジュールで参りますが、来年度、平成5年指定の生産緑地がございまして、これに関しましては約100件ございます。今年の夏に期日到来通知をお送りするとともに説明会を実施、受付は来年、やはり4月から12月というスケジュールで今のところ考えております。また新しく決まり次第、皆様にはご報告をさせていただきたいと思っております。

もし周りで生産緑地でどうするか迷っていらっしゃる方がいたら、私どもが説明にも伺いますので、おっしゃっていただければと思っております。

それともう1件ですが、区役所の駐車場ですけれども、庁舎建て替え工事が本格化することで、来月の5月は今までどおり、駐車場に置いていただけるのですが、6月から庁内で置けるスペースというのは本当に僅かで、皆様の数、ご希望にお応えできないことから、6月の総会から公共交通機関のご利用をお願いする次第でございます。交通費につきましては、実費弁償という形を取らせていただきたいと思います。

大変申し訳ないのですが、よろしく願いいたします。

○宍戸会長 ご質問がありましたら、お願いいたします。

○大塚委員 今の話で、特定生産緑地を今度申請するんですよね。75%ぐらいというお話でしたけれども、その中で、特定生産緑地を受けないで宅地化しますという人は何人いらっしゃいますか。

○事務局 おります。宅地化というよりも、特定に移行しなくても生産緑地のままなので、それは生産緑地なんですけど、事例といたしましては、例えば生産緑地があったとしたら、その内の一部は移行するけれども、こっちは売れるような状態にしておく、あるいは、2つ3つ土地がある方は、1つだけ移行しないで買い取り申し出が出せる状態にしておくというのは幾つか散見されます。

ただ、全くもって離農するという方はあまり記憶にはございません。

○大塚委員 農業委員としてはそうあってほしくないですけども。

○事務局 そうですね。

○菅沼委員 今の大塚委員と同じなんですけれども、世田谷区のお役人さんが行くのもいいんですけども、各農協がありますから、その人たちとお時間があったら一緒に行けば、より分かりやすいし、相手も顔が知っているから話が進むと思っておりますので、その辺を検討

しておいていただければと思います。

○事務局 分かりました。情報につきましてはなるべく共有しまして、私どもが行って、移行申請を出すよという話があればJAの担当者にもその旨を伝えて、その後行ってもらうようなことはしております。要は、委員おっしゃられたように、さらに協働を続けていけたらと思います。

○高橋会長職務代理者 農協も積極的に特定生産緑地の申請を進めていますので、この先、間違いなく増えていくと思います。

○菅沼委員 ありがとうございます。

○高橋会長職務代理者 この件についてほかにご質問はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、この件は終了いたします。

以上で、本日の予定案件は全て終了いたしました。

特にないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございます。

それでは、高橋昌規職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者

(高橋会長職務代理者あいさつ)

この議事録は、令和3年4月28日(水)開催の第9回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男